

■ 横須賀市スポーツ振興条例 の制定について



令和 7 年12月12日

1. スポーツ振興条例の概要 -1-

☑ 制定の目的

- **スポーツを核としたまちづくり**の基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにする
- スポーツ振興に関する施策の基本となる事項を定める

▼
市民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しめる 環境を整えることで、
市民の心身ともに健康で心豊かな生活 及び **活力ある地域社会**の実現に寄与する

☑ 条例が目指すもの

市民、スポーツ関係団体及び市が連携し、**本市の強み**を最大限に生かし、**スポーツが持つ力や可能性**を理解し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを核とした活力あるまちづくりを行う

本市の強み



スポーツが持つ力や可能性

豊かな自然環境
プロスポーツチーム等の拠点
活発に行われる多様なスポーツ

スポーツを「**する**」ことで健康を育み、
「**みる**」ことで感動を共有し、
「**ささえる**」ことでその魅力を次世代に伝えることができる

1. スポーツ振興条例の概要 -2-

☒ 条例の章立て

前文	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	市の責務
第5条	市民の役割
第6条	スポーツ関係団体の役割
第7条	スポーツ推進計画
第8条	生涯にわたるスポーツ活動の推進
第9条	障害者スポーツの推進
第10条	子どものスポーツ機会の充実
第11条	スポーツにおける健全性等の向上
第12条	スポーツへの関心の醸成
第13条	自然環境を活用したスポーツの普及
第14条	スポーツによる地域振興

☒ 条例の特徴



詳細は、別添の
条例及び逐条解説を
ご覧ください

1

- キーワードは「する」「みる」「ささえる」
- 本市ならではの条例としての**3つの特色**

2

所管する部局同士が連携して、スポーツ振興に関する施策を**総合的・横断的に推進**できるよう、その必要性について明記

3

障害の有無に関わらず誰もが平等にスポーツ活動ができること
スポーツ活動において心身の安全・安心が確保されること

の2点に重きを置いて協議し、独立した条項を設置

【第9条の趣旨】

障害の有無に関わらず、**全ての市民が等しくスポーツを共に楽しみ、互いを尊重し合いながら体を動かす喜びを感じられる**機会を提供する

【第11条の趣旨】

体罰・暴力等の防止、怪我等の防止・軽減に加え、**マナーやモラルの向上**を図ることで、「する」「みる」「ささえる」のあらゆる立場で**健全かつ誠実なスポーツ活動**が促進されるよう図る

プロスポーツチーム等の拠点がある、多様なスポーツが行われている、豊かな自然環境に恵まれているという**本市の強み**をスポーツ振興でも最大限生かすことができる条項を設置

【第12条】 【第13条】

2. 条例の策定経過 -1-

☑ 条例制定までの議会の動き

令和5年8月～11月

令和5年11月20日

令和5年12月1日

令和5年12月14日

令和7年4月19日

令和7年9月～10月

令和7年12月12日

政策検討会議において政策立案に係る検討課題の選定について協議

各会派、オブザーバー及び無会派議員から提出された課題（16件）の中から
今期の**前期分**の課題を「スポーツの振興を通じたまちづくりの推進」に決定

課題別検討会議として **スポーツ振興検討協議会** の設置を決定

同協議会で協議を開始

広報広聴会の実施（参加者：30人）

条例素案に対するパブリック・コメント（意見募集）手続を実施
(市民等からの意見：2人、2件)

議員提出議案（横須賀市スポーツ振興条例制定について）を提出



本日の本会議で
可決予定

政策検討会議とは

市議会の政策形成サイクルを回すための推進組織。
議員任期（4年間）を通して市議会が取り組む課題を決定し、
実行計画を策定するとともに、その進捗を管理する。

課題別検討会議とは

政策検討会議で決定された政策立案課題について具体的な協議を行い、
条例案の策定や市長等への政策提言を行う。

会議はいずれも公開
議会における

政策形成過程の透明性を確保

選定理由は？

2. 条例の策定経過 -2-

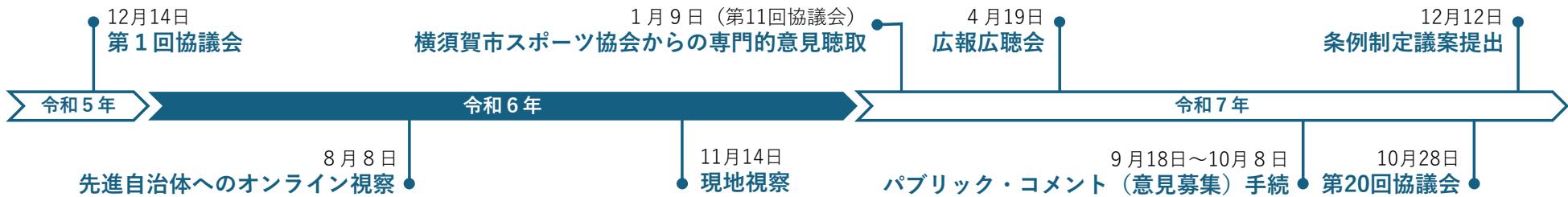
☑ スポーツ振興検討協議会における協議

- 協議会の設置以降、関係部局・専門家からの意見聴取など、延べ20回の会議を開催
- オンライン視察・現地視察を行い、先進事例や現場の実態を調査
- 広報広聴会やパブリック・コメント手続を実施し、市民の意見を聴取



広報広聴会議とスポーツ振興検討協議会の合同で
スポーツ振興に関する意見交換会を開催

- ・関東学院大学経営学部准教授奈良 堂史氏の講演
- ・条例案の説明
- ・参加者と議員の意見交換会



視察先：四日市市・横手市



視察先：国立特別支援教育総合研究所



視察先：
特定非営利活動法人
Fun Place 39の活動を視察
(くりはま花の国プール)

3. 本市議会における議員提出による政策立案

- ☑ 政策立案課題の選定から条例案の策定まで **議会全体** で取り組み制定された条例（実績）

1 例目 横須賀市がん克服条例

（平成31年4月1日施行）

2 例目 横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例

（令和2年10月1日施行）

3 例目 横須賀市犯罪被害者等基本条例

（令和4年4月1日施行）

4 例目 横須賀市子どもの権利を守る条例

（令和4年7月1日施行）

5 例目

横須賀市スポーツ振興条例

（令和8年4月1日施行（予定））

※「横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例」
（平成30年4月1日施行）も、議会全体で取り組み制定された条例
ではありますが、政策検討会議において選定された課題ではないため、
本カウントには含まれていません。

- ☑ 本市議会における議員提出条例の意義

意 義

- 複数の部局にまたがる案件の場合、
部局間での検討が進まないことがあるが、
議員提案の政策条例の立案は、その調整を議員が担うことができる
- 行政だけでは積極的には対処できない課題へ対応する手段
として効果的
- 議会としての**政策形成能力**の強化につながる

条例制定後の議会の動き

政策をより有効なものとするためには、
政策がうまく機能しているか、
意図した効果が得られているなどを
検証する必要がある

本市議会では、課題別検討会議で
協議した政策条例及び政策提言は、
常任委員会にて検証を実施

■ ■ 横須賀市スポーツ振興条例 の制定で ■ ■ 横須賀をもっと 元気で 魅力的 なまちへ ■ ■

スポーツ振興検討協議会



委員長 山本けんじゅ 議員
副委員長 二見 英一 議員
委 員 松岡 和行 議員
菅原恵美子 議員
竹岡 力 議員
工藤昭四郎 議員
井坂 直 議員
安川 健人 議員
中川さおり 議員
(令和7年12月12日現在)

会派構成の変更等により途中委員の変更あり
加藤 真道 議員
(令和5年12月～令和7年5月 ※委員長)
天白 牧夫 議員
(令和5年12月～令和7年6月)